

札幌狸小路商店街振興組合アーケード
改修工事
入札要項書

2022年 2月15日

札幌狸小路商店街振興組合

改修工事見積要項

1. 設計図書（2022年2月に配布）

(1) 設計図 1式

実施設計図 63枚（表紙、目次込）

作業手順書 2枚

点検図・位置説明図 12枚

(2) 仕様書 各1冊（※印の書籍については各入札希望者にて準備のこと）

※公共建築協会編

「民間（七会）連合協定工事請負契約約款に適合した建築工事共通仕様書 令和2年版」

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」

（特記仕様書に指定する範囲）

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版」

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版」

（特記仕様書に指定する範囲）

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版」

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版」

2. 工事範囲

見積用設計図書に示す範囲及び、見積設計図書に示す範囲以外の鉄部錆部分のけれん及び塗装（1回塗）（詳細については「20. その他」に記載）とする。

3. 工事期間

2022年 4月15日（金）から2022年12月27日（火）まで

4. 入札実施者

札幌市中央区南2条西2丁目 札幌専会館6階

代表者 札幌狸小路商店街振興組合

理事長 島口 義弘

責任者 札幌狸小路商店街振興組合・アーケード管理委員長

遠藤 隆三

5. 入札手続の種類及び入札方法

- (1) この案件は、入札において最低価格を提示した者を落札者として決定する方法によるものとする。
- (2) この案件は紙入札対象案件とする。

6. 入札参加資格

施工業者で、構成員は次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1) 施工業者の全ての構成員が満たすべき条件

- ア 建築一式について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を有すること。
- イ 1名以上の1級技術者がいること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- エ 行政機関（国・県・市町村）から工事請負契約に指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 施工業者の代表者が満たすべき条件

- ア 配置予定技術者について、次に掲げる条件をすべて満たす監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - ①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
 - ②建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む）を令和2年9月1日以降に受けた者は、過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。
 - ③直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者であること。

(3) 施工業者の代表者以外の構成員が満たすべき条件

配置予定技術者について当該工事に関して、建設業法に従い主任技術者（直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者であること。）を専任で配置できること。

7. 入札手続等

入札要項書及び図面の配布方法等

ア 配布方法及び場所

入札要項書及び図面は札幌狸小路商店街振興組合の配布の方法により交付するものとする。

イ 配布期間・配布時間

2022年2月15日（火）から 2022年2月22日（火）まで 2022年2月20日（日）は除く

配布場所：札幌狸小路商店街振興組合

配布時間：午前10時から午後5時まで

ウ 費用

無償とする。

8. 現地説明会

(1) 日時：2022年 3月 1日（火） 午後1時30分～

(2) 集合場所：札幌狸小路商店街振興組合

9. 入札要項書等に対する質問

- (1) 入札要項書、設計図書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）によりFAX、E-mailにて提出すること。

※事業目的などの質問には回答を行いません。

※質問はできるだけ、「可」もしくは「不可」にて回答可能な質問形式とすること。

受付期間：2022年2月24日（木）午前中まで

FAX番号：011-241-5126

E-mail：office@tanukikoji.or.jp

- (2) 質問書に対する回答

2022年2月28日（月）に、FAX又はE-mailで回答する。

10. 入札

- (1) 入札期日：2022年3月15日（火）

- (2) 入札場所：札幌狸小路商店街振興組合

- (3) 受付時間：午後1時30分～午後2時00分

※受付時間内に受付を行なわなかった、入札参加資格者は入札参加資格を失う。

- (4) 入札時間：午後2時00分～午後2時30分

- (5) 開札時間：午後2時30分～

※但し、参加者すべての入札が終了すれば開札を行なう。

- (6) 入札の方法

①入札

(ア) 入札参加依頼書を受領した者は、所定の競争入札執行の場所及び日時に代表者又はその代理人を出席させて行う。入札日時に執行場所に参加していない、入札参加者は入札の資格を失う。

(イ) 代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に参加業者からの委任状を提出させ、その記載事項並びに委任者及び受任者の押印を確認する。

②入札参加提出書類

入札参加者は、入札参加依頼書と、会社の印鑑登録証を提出しなければならない。

また、代理人が入札に参加する場合は、委任者及び受任者の押印された、委任状を提出しなければならない。

③入札の開始

(ア) 入札委員長は、入札の開始を宣言し、入札参加者の出席を確認し入札開始を宣言する。

(イ) 入札に付する工事名等必要な事項を読み上げる。

④入札書の提出

入札参加者は、入札書を封入し入札箱に投函しなければならない。この時、入札参加者は当該入札書に見合う工事内訳書を別添（封入）で提出しなければならない。

⑤入札書に記載する金額

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額とするので、入札者が消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札者の契約希望金額の110分の100に相当する金額及び契約希望金額の110分の

110 に相当する金額を記載させる。

⑥開札

- (ア) 入札参加者全員が入札書の提出を終えたときは、入札参加者の立会いのもとに直ちに開札する。
- (イ) 開札はその場所において行う。
- (ウ) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (エ) 入札書に入札価格等の所要事項がもれなくまた誤りなく記載され、記名押印がなされているか確認する。
- (オ) 開札の結果は、入札状況調書に各入札者の入札価格をそれぞれ記入する。
- (カ) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、その入札書を無効とし、複数の入札を行なった入札参加者を除いた入札参加者の入札書を対象とする。

⑦落札候補者の決定

- (ア) 開札の結果、最低の価格をもって申し込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）が落札候補者となる。
- (イ) 落札候補者となったものの、入札書と工事費内訳書は、差し替えることができない。
- (ウ) 落札候補者について工事費内訳書を確認し、記載金額が入札金額と著しく異なる等工事費内訳書に不備がある場合、当該入札書は無効とする。
この場合は、次に低い金額で入札を行なったものが落札候補者となる。

⑧同価入札における落札候補者の決定

最低価格入札者が2人以上いる場合は、入札委員会にてくじ引きを行い決定する。

⑨再度入札

原則行わない。

⑩入札の無効

- (ア) 金額数字の不鮮明、記名押印のない入札書
- (イ) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるとき
- (ウ) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札候補者としていた場合には落札候補者決定を取り消すものとする。
なお、入札参加依頼書発送日をもって競争入札参加資格があると確認された者であっても、現に入札時において指名停止を受けている者その他の入札時において競争入札参加資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (エ) その他、入札委員会で無効と認めたとき。

⑪入札回数

原則1回とする。

⑫入札に参加する者が1者である場合

入札に参加する者が1者である場合は、入札を行い、その金額が妥当である場合はその業者を落札候補者とする。

⑬入札終了

入札委員長は落札候補者と、落札候補者の入札金額を読み上げ入札を終了する。

1 1. 見積書

落札候補者は以下の書類を落札後、提出すること。この時、落札候補者は、落札者となる。

※提出日は協議による。

(1) 見積書の提出

宛 名 札幌狸小路商店街振興組合 理事長 島口 義弘
提出先 札幌狸小路商店街振興組合
提出方法 見積書類を封筒に入れ、工事名称・見積者名を明記して正副2部を提出する。

(2) 必要書類

見積書（内訳明細書付）	2部
Excel 式（FD、CD等）	2部
工程表	2部
工事計画書・仮設養生計画書	2部

(3) 書類の作成

- a. 見積書は「見積項目」によって項目立てを行い、「見積区分表」にしたがって作成する。
- b. 工程表は、各工事間の調整済みのものとし、準備工事・解体工事・仕上工事・各種設備工事等をバーチャートで表現する。
- c. 工事計画書は、安全計画、架設工事の概要が表されているものとする。

(4) 見積項目

見積書は下記の各工事項目に撤去・改修・設備工事に区分して見積を行うこと。

- a. 共通仮設工事
- b. アーケード改修工事
 - ・直接仮設工事
 - ・アーケード改修工事
 - ・附帯工事
- c. 諸経費
- d. 消費税

1 2. 契約

(1) 契約は民間（七会）連合協定工事請負契約約款（令和2年4月改正）

による。ただし、次の事項を修正または付加する。

- a. 第3条「関連工事の調整」丙は甲の委任を受けて、次の関連工事の調整を行う。
- b. 第7条「特許権などの使用」のただし書きを削除する。
- c. 第8条「保証人」を削除する。
- d. 第14条「支給材料・貸与品」（1）及び第17条「図面・仕様書に適合しない施工」（4）bにかかわらず、支給材料・貸与品の検査または試験は請負者において実施し、その費用を負担する。
- e. 第16条「設計の疑義・条件の変更」（1）（2）（3）にかかわらず、改修工事に係る部分については、軽易な設計図書の脱漏、設計図書と施工現場との不整合、隠れた部分の追加処置など、工事上当然施工しなければならないものについては、請負者の責任において処理し、原則として工期または請負代金額の変更を認めない。
- f. 第17条「工事用の図書のとおり実施されていない施工」（5）cを削除する。

- g. 第 27 条「契約不適合責任」期間の特約 次の部分については下記のとおり担保期間を定める。また瑕疵担保の期間内に建物経年調査を 2 回行う。

建築設備の機器：2 年間

- h. 第 29 条「請負代金額の変更」(2)にかかわらず、請負代金額を変更するときは、請負代金内訳書（諸経費率および出精値引率を適用する）の単価による。請負代金内訳書に単価のないものについては、請負代金内訳書の単価を基準に品質等の違いを考慮し、当事者協議のうえ決定する。

(2) 工事請負契約書は、別途指示する作成要領に従い作成し、事前に発注者、設計者の確認を得る。

1.3. 工事金支払い条件

契約金額に対し（着工：中間：完了）＝1：3：6の割合で支払う。但し、1,000円未満の端数については完了時にまとめて支払うものとする。

1.4. 別途工事および見積区分

- a. 別途工事（関連工事）への協力

請負者は別途工事で本工事と密接に関連する事項や工程管理・安全管理などの調整に協力するとともに、その費用を負担する。

- b. 工事区分、見積区分は見積区分表による。 c.

支給材料および貸与品

支給材料：なし

1.5. 官公署・その他への手続き

- a. 消防検査・施工に必要な諸手続き、道路その他第三者管理の土地使用の手続きなどは一切、請負者が行い、その費用を負担する。※工事用電力については、アーケードコンセントを使用。工事用給水については、丁内会散水栓を使用。

- b. 改修工事に伴う歩行者・通行車両・近隣・テナント・入居者などへの対策、苦情処理などについては一切請負者において処理・解決し、その費用を負担する。

1.6. 施工体制

地元企業、専門メーカーの優先活用を行うこと。

1.7. 施工条件及び留意点

- a. 施設の使用状態：道路上施設

b. 施工可能な時間帯

平日：基本的に24時間体制

休日・祝日：原則休業とする。但し、歩行者や車に対して安全の図れる軽微な作業は可能とする。

- c. 解体・撤去及び改修方法

建具・間仕切り・仕上げ・躯体・設備などの解体・撤去及び改修工事は、原則として低振動・低騒音工法による。

埋設配管配線など既存設備の事前調査を実施し、改修工事に伴う漏水・停電・通信停止・設備機能の停止などの事故防止策を徹底する。

仮設・養生計画は解体・撤去及び改修の部位に応じて適切で安全な方法で行い、災

害防止・粉塵飛散防止・振動防止・騒音防止・臭気防止・電磁ノイズ防止などを徹底するとともに、適切な予防措置を講ずる。

d. 施工に伴う留意点

札幌狸小路商店街アーケードの改修においては、店舗営業に支障を与えないよう作業時間や仮囲い等の仮設計画及び設備接続等関係者と十分協議を行い指示に従って作業を行うこと。道路上施設であり、歩行者、一般車両等の安全確保・通行支障を発生させないよう関係官庁と十分協議を行い、指示に従って作業すること。

e. 工事用車両の駐車場及び資機材置場の場所

請負者が用意し、その費用を負担する。

f. 工事事務所・監理者事務所などの場所

請負者が用意し、その費用を負担する。

18. 建設副産物の発生抑制と再生材の利用

a. 本工事にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）、「再生資源の利用促進に関する法律」（リサイクル法）、「建設工事に係る再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）および「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、積極的に再資源化の促進および再生資材の利用を図る。

b. 請負者はリサイクル法に基づく国土交通省令による一定規模以上に該当する場合は、分別解体等の計画書・再生資源利用計画書・実施書および再生資源利用促進計画書・実施書を作成して係員に提出する。

19. 建設副産物の適正処理

a. 本工事で発生した建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、請負者の責任において適正に処理する。

b. 請負者が建設廃棄物の処理（収集・運搬・処分等）を行う場合は、処理業者との間で書面による委託契約を結ぶ。その際は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき産業廃棄物管理表（マニフェスト）を使用し、適正に処理する。

c. 請負者は建設廃棄物の処理について、計画書・実施書を作成して係員に提出する。

d. マニフェストによる処理結果は一覧表を作成して係員に提出する。

20. その他

a. 鉄部錆部分のけれん及び塗装（1回塗）について

塗装部分の錆落とし(ケレン掛け)

塗装(タッチアップ後上塗り)

b. 塗装剤

超厚膜変成エポキシ樹脂塗料（ウレタンマスチック塗料）

ラストリュウム 9800 システム（ジャパン・アール・オー株式会社）とする。